

○廃棄物の焼却の基準

廃棄物は、以下のような基準が守られている焼却炉でなければ焼却することができません。これらの基準は規模にかかわらずすべての焼却炉に適用されます。

(廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ、法施行規則第1条の7、平成9年厚生省告示第178号)

- 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- 黒煙を排出しないこと
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること
- 燃焼温度が800℃以上であること
- 助燃バーナーが設置してあること
- 燃焼室に温度計が設置してあること
- 投入口に二重扉等が設置してあること（逐次投入方式の場合）

※ 廃プラスチック類で1日あたりの焼却処理能力が100kgを超える焼却炉など、一定規模以上の焼却施設の設置には許可が必要です。

○罰則

廃棄物処理法では、不法焼却、不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては3億円以下の罰金刑に科せられることがあります。未遂罪も適用されます。また、産業廃棄物処理業者が刑罰を受けると、許可の取消処分の対象となります。

基準を満たす焼却炉のイメージ

